

## 日本水道協会が震災被害への対応を実施した主な実績

年 度	水道の主な被害※1	日水協による応援状況※2
阪神・淡路大震災 1995年1月17日 M7.3 最大震度7	1.断水状況 約126万6千戸(17市町) 最大断水日数:約3ヶ月 2.管路被害 配水管修繕件数:2,283件 給水管修繕件数:89,584件	1 応援事業体 応急給水:156事業体 応急復旧:43事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:14,073台 延べ応援人数:41,486人 活動期間:39日間
新潟県中越地震 2004年10月23日 M6.8 最大震度7	1.断水状況 約13万戸(40市町村) 最大断水日数:約1ヶ月 2.管路被害 送配水管被害件数:486件	1 応援事業体 応急給水・復旧:63事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:1,031台 延べ応援人数:2,270人 活動期間:39日間
新潟県中越沖地震 2007年7月16日 M6.8 最大震度6強	1.断水状況 約6万戸(4市村) 最大断水日数:20日 2.管路被害 送配水管被害件数:736件	1 応援事業体 応急給水・復旧:112事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:3,751台 延べ応援人数:6,606人 活動期間:20日間
東日本大震災 2011年3月11日 M9.0 最大震度7	1.断水状況 約257万戸(19都道県) 最大断水日数:約5ヶ月 2.管路被害 導送配水管:6,984件 給水管:6,932件	1 応援事業体 応急給水・復旧:562事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:約13,800台 延べ応援人数:約44,500人 活動期間:152日間
熊本地震 2017年4月14日 M7.3 最大震度7	1.断水状況 約45万戸(34市町村) 最大断水日数:約3ヶ月半 2.管路被害 導送配水管:1,071件	1 応援事業体 応急給水:100事業体 応急復旧:93事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:約1,650台 延べ応援人数:約9,800人 活動期間:68日間
大阪府北部地震 2018年6月18日 M6.1 最大震度6弱	1.断水状況 約9.4万戸(3市)(減圧給水含む) 最大断水日数:2日	1 応援事業体 応急給水:31事業体 2 応援規模 延べ給水車台数:71台 活動期間:2日間

(出典) ※1 厚生労働省水道課調べ

※2 日本水道協会調べ

20歳以後の障害による障害基礎年金の支給停止者2933人のサンプル調査  
(30年2月に支給停止した全件)

(人)

	20歳以後 障害基礎年金
処理合計	194 100.0%
診断書(障害状態確認届)	143 73.7%
精神・知的障害	73 37.6%
うち診断書の内容が変わらなかった方	0 0.0%
精神・知的障害以外	70 36.1%
うち診断書の内容が変わらなかった方	28 14.4%
障害不該当届	21 10.8%
その他	30 15.5%

「その他」は、過去にさかのぼった新規裁定や再裁定などで、過去の障害の状態では支給されるが、現在の障害の状態では支給停止となる方等である。

20歳前の障害による障害基礎年金の受給者のうち1年後再審査とした1010人の内訳  
(平成29年度)

(単位:人)

都道府県	合計	眼の障害	聴覚・ 言語機能・ そしゃく等 の障害	肢体の 障害	呼吸器疾 患による 障害	循環器疾 患による 障害	腎・肝・ 糖尿病 による 障害	血液・造血 器疾患に よる障害・ その他の 障害
合計	1,010	24	39	101	29	496	91	230
北海道	165	0	1	0	3	119	10	32
青森	15	0	2	2	0	4	1	6
岩手	3	0	0	0	0	2	0	1
宮城	16	2	0	6	0	5	0	3
秋田	6	0	0	1	0	4	0	1
山形	17	1	1	2	0	8	0	5
福島	39	0	0	1	0	25	1	12
茨城	6	0	0	1	0	3	0	2
栃木	11	1	0	5	0	5	0	0
群馬	10	1	1	0	0	6	0	2
埼玉	12	0	0	2	1	6	0	3
千葉	14	2	2	6	1	1	0	2
東京	64	0	3	8	2	34	3	14
神奈川	47	0	0	0	5	21	5	16
新潟	47	0	1	3	2	34	1	6
富山	4	0	1	0	0	2	0	1
石川	3	0	1	1	0	0	0	1
福井	2	0	0	0	0	0	0	2
山梨	2	0	0	0	0	1	1	0
長野	13	0	0	2	0	6	1	4
岐阜	17	1	3	0	0	7	2	4
静岡	17	0	2	2	1	8	1	3
大阪	62	1	4	7	0	4	40	6
兵庫	35	1	2	1	2	8	4	17
愛知	42	1	4	1	3	14	2	17
三重	13	2	2	1	0	5	0	3
滋賀	4	0	2	1	1	0	0	0
京都	85	3	0	16	1	42	7	16
奈良	9	1	0	3	0	1	3	1
和歌山	15	0	0	5	1	5	1	3
鳥取	1	0	0	0	1	0	0	0
島根	11	2	1	0	1	4	1	2
岡山	11	0	3	0	0	5	0	3
広島	26	2	0	0	0	13	3	8
山口	9	0	0	3	0	2	0	4
徳島	2	0	0	0	1	1	0	0
香川	7	0	0	0	1	4	0	2
愛媛	22	0	0	2	1	16	0	3
高知	4	0	0	1	0	2	0	1
福岡	64	1	2	3	1	47	2	8
佐賀	2	0	0	2	0	0	0	0
長崎	12	0	0	1	0	9	0	2
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	7	1	0	1	0	4	0	1
宮崎	9	1	0	3	0	3	0	2
鹿児島	16	0	0	5	0	1	1	9
沖縄	12	0	1	3	0	5	1	2

受給権者 様

平成30年6月

日本年金機構

診断書（障害状態確認届）の記載に関するお知らせ

平素より、公的年金制度に対するご理解を賜り、感謝申し上げます。  
さて、お客様が受給されている障害基礎年金について、お客様の障害状態を確認するため、診断書（障害状態確認届）をお送りします。

つきましては、ご提出いただく診断書の作成を依頼するにあたり、主治医（診断書作成医）に対し、障害認定基準や診断書の記載要領をご参照いただき、お客様の障害の状態をできる限り詳細かつ具体的に記入いただけるように、別添のリーフレットを同封しました。診断書の作成を依頼する際には、このリーフレットを主治医（診断書作成医）にお渡しするようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記までご照会ください。

《お問い合わせ先》

日本年金機構 障害年金センター

電話番号：03-5155-1754

【受付時間】 月～金曜日（祝日を除きます）

午前9:00～午後6:00

診断書を作成する医師にお渡しください

国民年金・厚生年金保険の障害年金の診断書を作成する医師の皆様へ

診断書を作成していただく前に、  
「障害認定基準」と「診断書記載要領」をご覧ください。

日頃より、年金用診断書の作成にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

障害年金は、障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、これら障害状態と捉え、その障害の程度（＝日常生活の度合いや労働能力の喪失）に応じて障害等級を決定し、支給するものです。

この障害等級は、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づき決定することになります。この障害等級を適切に決定するためには、作成される診断書の内容ができる限り詳細かつ具体的に記載されていることが重要です。

診断書作成時にご留意いただきたい事項については、診断書の種類ごとに「診断書記載要領」を作成して日本年金機構ホームページに掲載しています。それをご参照の上、診断書を作成していただきますようお願いいたします。

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) で「障害認定基準」と「診断書記載要領」をご確認いただく方法は裏面をご覧ください。

日本年金機構  
Japan Pension Service

## 経過措置終了後の特定医療費の支給認定の状況(暫定値)

### 経過措置終了後の認定状況(暫定値)

H29.12.31時点

H30.1.1時点

引き続き認定

[うち重症度を満たすとして認定

うち軽症高額該当で認定

不認定

保留中

申請なし・不明

約72.7万人…経過措置適用者

約57.7万人(79.4%)

約44.5万人(61.2%)

約13.2万人(18.2%)

約 8.4万人(11.6%)

約 0.1万人( 0.1%)

約 6.4万人( 8.8%)

※上記の数値は、平成30年6月1日現在の暫定値であり、今後精査が必要。

※上記の集計は、各都道府県における調査結果を合算したものである。

※集計時期等、都道府県によって集計方法が異なる。

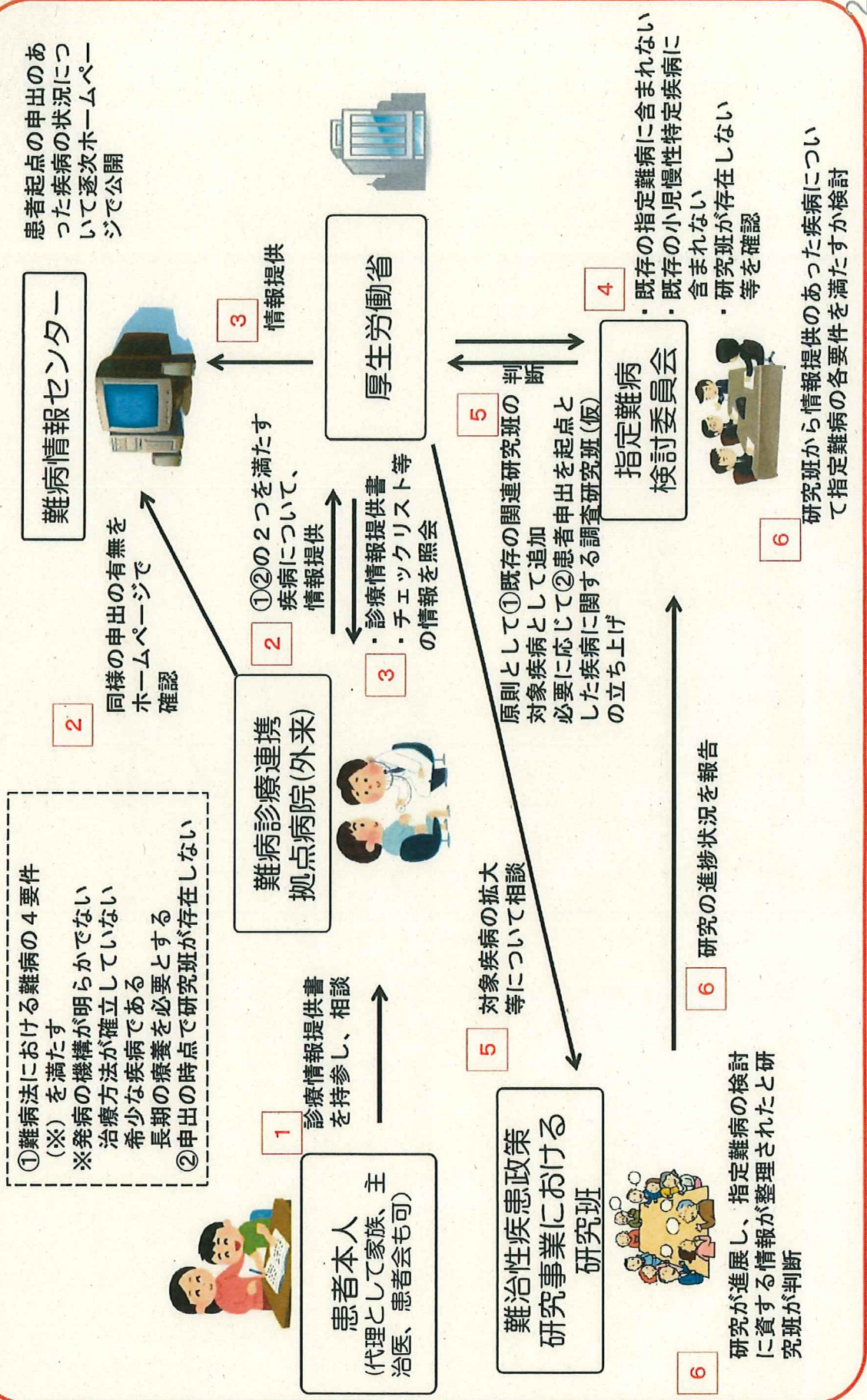
※( )内の%は、H29.12.31時点に対するものである。

※上記の数値は、それぞれ四捨五入による数値であるため、各人数の合計及び割合は総数と合致しない。

※都道府県の事務処理の関係上、H30.1.1時点で「不認定」となった者であっても、その後、「軽症高額該当で認定」となった者がいる場合がある。

※申請の取扱いは、都道府県によって異なる。(都道府県によっては、通常の更新申請と同様に、経過措置適用者を含む全受給者に更新申請を求めている場合がある。)

# 患者からの申出等を起点とした指定難病に係る検討の流れ



## 難病に係る医療費助成の制度(経過措置期間終了前)

### 【ポイント】

- 自己負担の割合：3割⇒2割
- 自己負担の限度額(月額)：
  - ・ 症状が変動し入院を繰り返す等の難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
  - ・ 受診した複数の医療機関等(※1)の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。

※1 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

- 入院時の標準的な食事療養等に係る負担：患者負担。
- 軽症高額該当者：軽症者であっても高額な医療(※2)を継続することが必要な者は、医療費助成の対象とする。  
※2 月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合とする。
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税(所得割)の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 難病療養継続者：経過措置(H29.12.31まで)を設ける。

### ☆医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階 区 分	階層区分の基準 ( ( ) 内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)	自己負担限度額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
		原則		難病療養継続者(H29.12.31まで)		人工呼吸器等 装着者	
		一般	高額かつ 長期(※)	一般	重症患者		
生活保護	—	0	0	0	0	0	
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	2,500	2,500	2,500	2,500	1,000	
	(本人年収~80万円)	5,000	5,000	5,000			
低所得 II	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)	10,000	5,000	5,000	5,000	1,000	
	(本人年収80万円超~)	20,000	10,000	10,000			
一般所得 I	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)	30,000	20,000	20,000	5,000	1,000	
一般所得 II	市町村民税25.1万円以上 (約810万円~)			20,000			
上位所得							
入院時の食費		全額自己負担				1/2自己負担	

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。 2